兵庫県公報

平成23年3月31日 木曜日 第6号外

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通
 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

規 則	ページ
○ 兵庫県立生活創造センター管理規則等の一部を改正する規則(財政課)	2
○ 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(同)	10
○ 兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(教育課)	10
○ 産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則(産業 政策課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
○ 兵庫県立職業能力開発校運営規則及び兵庫県立但馬技術大学校管理規則の一部を改正する規	
則(能力開発課)	11
○ 兵庫県立ものづくり大学校管理規則(同)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
○ 臨港地区の分区内における構築物の規制に関する条例施行規則(港湾課)	16

公布された法令のあらまし

●兵庫県立生活創造センター管理規則等の一部を改正する規則 (規則第10号)

- 1 兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正に伴い、利便施設の利用の手続を定める等所要の整備を行うこととした。
- 2 暴力団排除条例の施行により、県は、全ての県の事務及び事業において、暴力団を利することとならないよう必要な措置を講ずるものとすることに伴い、阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター等の施設の利用の許可の基準について所要の整備を行うこととした。
- 3 兵庫県中央労働センターの設置及び管理に関する条例の一部改正等に伴い、事務室、倉庫及び専用車庫の 利用料金の基準額を定める等所要の整備を行うこととした。
- 4 工業技術センターの機械器具の更新等に伴い、当該機械器具に係る機械器具使用料及び試験手数料の額を 改定する等所要の整備を行うこととした。
- 5 兵庫県立先端科学技術支援センターの機械器具の新規購入に伴い、附属設備である当該機械器具に係る利用料金の基準額を定める等所要の整備を行うこととした。
- 6 兵庫県立フラワーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正により、駐車場の利用については知事 の許可を要しないものとすること等に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 7 兵庫県立都市公園条例の一部改正により兵庫県立明石公園の球技場等の公園施設の利用料金を無料とすること、兵庫県立淡路佐野運動公園に第2多目的グラウンドを設置すること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

◉使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(規則第11号)

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例(平成22年兵庫県条例第6号)のうち、兵庫県立生活創造センター、兵庫県立のじぎく会館、兵庫県立海洋体育館、兵庫県立文化体育館、兵庫県立総合体育館、兵庫県立円山川公苑、兵庫県立奥猪名健康の熱及び兵庫県立武道館の利便施設の利用料金の基準額に係る改正規定の施行期日を平成23年4月1日とすることとした。

●兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第12号)

- 1 兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例の一部改正により、兵庫県立大学の大学院にシミュレーション 学研究科を設置すること及び産学連携センターを産学連携機構に改組することに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 2 兵庫県立大学大学院経済学研究科に、地域経済社会の活性化を担う人材を養成する地域公共政策専攻を設置することに伴い、所要の整備を行うこととした。

●産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第13号)

産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部改正により、同条例の有効期限が3年間延長されたことに伴い、産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の有効期限を3年間延長することとした。

- ●兵庫県立職業能力開発校運営規則及び兵庫県立但馬技術大学校管理規則の一部を改正する規則(規則第14号)
- 1 兵庫県立ものづくり大学校の設置及び管理に関する条例の制定により、兵庫県立姫路高等技術専門学院及び兵庫県立豊岡高等技術専門学院の名称が改められること等に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 2 兵庫県立姫路高等技術専門学院の訓練科目について、機械加工科を廃止し、NC加工専科を新設する等所 要の整備を行うこととした。
- ●兵庫県立ものづくり大学校管理規則 (規則第15号)

兵庫県立ものづくり大学校の管理に関して、利用の許可の手続、使用料の額等について定めることとした。

●臨港地区の分区内における構築物の規制に関する条例施行規則(規則第16号)

臨港地区の分区内における構築物の規制に関する条例第2条の許可の申請の手続を定めることとした。

規則

兵庫県立生活創造センター管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。 平成23年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第10号

兵庫県立生活創造センター管理規則等の一部を改正する規則

(兵庫県立生活創造センター管理規則の一部改正)

- 第1条 兵庫県立生活創造センター管理規則(平成20年兵庫県規則第23号)の一部を次のように改正する。 第6条第1項中「様式第1号。以下」を「様式第1号)又は兵庫県立生活創造センター利便施設事業申請 書(様式第2号)(以下これらを」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「利用許可申請書」 を「兵庫県立生活創造センター利用許可申請書」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1 項を加える。
 - 2 兵庫県立生活創造センター利便施設事業申請書には、利便施設の利用計画を記載した図面その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

第10条第1項中「その利用の開始前に」を削り、「ときは、」の右に「あらかじめ」を加え、「様式第2号」を「様式第3号」に、「利用許可書を」を「利用許可書その他知事が必要と認める書類を」に改める。 第12条中「第9条第3項」を「第9条第3項本文」に改める。

様式第2号中

を

 附属設備

 その他

に改め、同様式を様式第3号とし、様式第1号の次に次の1様式を加える。 様式第2号(第6条-第8条関係)

兵庫県立生活創造センター利便施設事業申請書

年 月 日

兵庫県知事

様

住所(法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地)

			氏名(注	去人又	は団体にあっ	っては、名	称及ひ	代表者の)氏名)
					電 話 ()		_	番
利 便 施 設	の用:	途							
事業を行おうと	する利便施	設							
事業を行おう	とする期	間	年	月	目から	年	月	日まて	5
備	:	考							
うに改名の (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (5) (5) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	事) をという をという をという をという をという をという をはいる。 をはいる。 をはいる。 では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	では、までは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、ま	が傷行の) 51足は加らまを書るるお理 兵馬庫 に中 」えは、	とおそと 車い長司「をるきそれ支 県い立条前「をの利が障 規ぶの第項1 便	があるとき。 がある組織とき。 則ないるでは 明第85号)の でででは でででででです。 のでででは がある。 のでででは でででは でででする。 では でででは でででする。 では では では では では では では では では では	川益になる)」便での書いる が、の事でである。 ・では、できまする。 ・では、できますな。 ・では、できますな。 ・では、できますな。 ・では、できますな。 ・では、できますな。 ・では、できますな。 ・では、できますな。 ・では、できますな。 ・では、できますな。 ・では、できますな。 ・では、できますな。 ・では、できまなななななななななななななななななななななななななななななななななななな	と の に業げ 「初 しまっとない。 こうで請けませる	に改正す める。 計書 (様式 ご曜日に ご県立のじ で で 可面その他	-る。 第2号)(以 かつては、1 じぎく会館和 なめ、同項を 1知事が必要

3

を

Γ					
	附	属	設	備	
	そ	0	9	他	
_					

に改め、同様式を様式第3号とし、様式第1号の次に次の1様式を加える。 様式第2号(第6条-第8条関係)

兵庫県立のじぎく会館利便施設事業申請書

年 月 日

兵庫県知事

様

住所(法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地)

------氏名(法人又は団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話 一 一 番

利	便	施	設	の	用	途							
事業	きを行	うおう	うとす	上る 禾	刂便加	 色設							
事美	業 を	行お	うる	とす	る其	月間		年	月	日から	年	月	日まで

注 自動販売機の設置の事業を行おうとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

(兵庫県中央労働センター管理規則の一部改正)

第4条 兵庫県中央労働センター管理規則(昭和52年兵庫県規則第3号)の一部を次のように改正する。 促音に用いられている「つ」を「つ」に改める。

第6条第1項本文中「様式第1号)」の右に「又は兵庫県中央労働センター事務室・車庫利用許可申請書(様式第1号の2)(以下これらを「利用許可申請書」という。)」を加え、同項ただし書中「係員にその旨を口頭で申し出る」を「駐車場に設けられた設備を用いて駐車券の交付を請求する」に改め、同条第2項中「前項の兵庫県中央労働センター利用許可申請書」を「利用許可申請書」に改め、同条第3項中「第1項の兵庫県中央労働センター利用許可申請書」を「利用許可申請書」に改める。

第7条中「、前条第1項の兵庫県中央労働センター利用許可申請書を受理した場合において」を削る。

第8条第1項中「兵庫県中央労働センター利用許可申請書」を「利用許可申請書」に改め、同条第3項中 「第6条第1項の兵庫県中央労働センター利用許可申請書」を「利用許可申請書」に改める。

別表1の部区分の項中「9時」を「開館時刻」に、「21時」を「閉館時刻」に改め、同表2の部を次のように改める。

2 事務室及び附属設備の利用料金の基準額

	区分	基準額	備考
事務室	事務室	1平方メートル当たり1月につき 760円	利用の期間が1月に満たないとき、又はそ の期間に1月未満の端数があるときは、これ
	倉庫	1平方メートル当たり1月につき 480円	を1月とする。

附属設備	専用車庫	車1台当たり1月につき 35,000 円	利用の期間が1月に満たないとき、又はそ の期間に1月未満の端数があるときは、これ を1月とする。
	附属駐車場	車1台当たり駐車時間30分につき 200円	1 駐車場の利用時間は、休館日以外の日の 開館時刻の15分前から閉館時刻の15分後ま でとする。 2 駐車時間に30分に満たない端数があると きは、これを30分とする。
	ピアノ	1回につき 3,100円	1 「1回」とは、開館時刻から12時まで、
	エレクトーン	1回につき 3,100円	13時から17時まで又は18時から閉館時刻ま でのそれぞれの間の利用をいう。 2 ピアノの調律は、利用者が行うこと。

様式第1号中「、第7条」を削り、同様式の次に次の1様式を加える。 様式第1号の2 (第6条、第8条関係)

兵庫県中央労働センター事務室・車庫利用許可申請書

年 月 日

兵庫県知事様

住 所 (法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名(法人又は団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話 () 一 番

利	用	の其	月間		年 年 月	日から 日まで	年 月間
利田	事	務	室	降	事 平	方メートル	場所別添図面のとおり
用す	倉		庫	降	事 平	方メートル	場所別添図面のとおり
る施設	専	用車	車 庫	車名	1	自動	的車登録番号
備			考				

(兵庫県立文化体育館管理規則の一部改正)

第5条 兵庫県立文化体育館管理規則(昭和60年兵庫県規則第36号)の一部を次のように改正する。 促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第6条第1項本文中「様式第1号。以下」を「様式第1号)又は兵庫県立文化体育館利便施設事業申請書 (様式第1号の2)(以下これらを」に改め、同項ただし書中「、利用しようとするときに」を削り、「もって」の右に「、駐車場を利用する場合にあっては駐車場に設けられた設備を用いて駐車券の交付を請求することをもって」を加え、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「利用許可申請書」を「兵庫県立文化体育館利用許可申請書」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 兵庫県立文化体育館利便施設事業申請書には、利便施設の利用計画を記載した図面その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

第7条中「、利用許可申請書又は受講許可申請書を受理した場合において」を削る。

第8条第1項ただし書中「ときには、利用券」を「ときにあっては利用券を、駐車場の利用の許可を決定 したときにあっては駐車券」に改める。

第10条第1項中「その利用の開始前に」を削り、「ときは、」の右に「あらかじめ」を加え、「様式第3号。 以下」を「様式第3号)又は兵庫県立文化体育館利便施設事業内容変更承認申請書(様式第4号)(以下これ らを」に、「利用許可書を」を「利用許可書その他知事が必要と認める書類を」に改める。

第12条中「第8条第3項」を「第8条第3項本文」に改める。

様式第1号中「第6条」の右に「、第8条」を加え、同様式の次に次の1様式を加える。 様式第1号の2 (第6条、第8条関係)

兵庫県立文化体育館利便施設事業申請書

年 月 日

兵庫県知事様

住	所	(法人)	又は団	体に	あっ゛	ては、	主た	.る事	務所	の所で	生地)
氏	名	(法人)	又は団	体に	あっ゛	ては、	名称	及ひ	代表	者のほ	氏名)
	-		雷	話 ()					

利	便	施	設	の	用	途							
事業	を行	おう	とす	⁻ る利] 便 旄	直設							
事業	美 を :	行お	うと	上す	る期	一間	年	月	日から	年	月	日まで	
備						考							

注 自動販売機の設置の事業を行おうとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台 数を付記してください。

様式第2号中「第6条」の右に「、第8条」を加える。

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第4号(第10条関係)

兵庫県立文化体育館利便施設事業内容変更承認申請書

年 月 日

兵庫県知事様

住 所 (法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名(法人又は団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話(一 番

	事 項	変	更		前	変	更		後
変更の	利便施設の 用途								
	事業を行う 利便施設								
内容	事業を行う 期間		年 年	月月	日から 日まで		年年	月 月	日から 日まで
					·				·

年 月 日

	その	他	
変更の 理由			
してく	ださい。		の事業を行う場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記 理規則の一部改正)

第6条 兵庫県立円山川公苑管理規則(昭和62年兵庫県規則第86号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「様式第1号。以下」を「様式第1号)又は兵庫県立円山川公苑利便施設事業申請書(様 式第1号の2)(以下これらを」に改め、同条第3項中「第1項の」を削り、同項を同条第4項とし、同条第 2項中「利用許可申請書」を「兵庫県立円山川公苑利用許可申請書」に改め、同項を同条第3項とし、同条 第1項の次に次の1項を加える。

2 兵庫県立円山川公苑利便施設事業申請書には、利便施設の利用計画を記載した図面その他知事が必要と 認める書類を添付しなければならない。

第7条中「、利用許可申請書を受理した場合において」を削る。

第10条第1項中「その利用の開始前に」を削り、「ときは、」の右に「あらかじめ」を加え、「利用許可書を」 を「利用許可書その他知事が必要と認める書類を」に改める。

第15条中「第8条第3項から第5項まで及び」を「第8条第3項本文、第4項及び第5項並びに」に改め る。

様式第1号中「、第7条」を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

様

様式第1号の2 (第6条、第8条関係)

兵庫県知事

兵庫県立円山川公苑利便施設事業申請書

住 所(法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地) 氏 名(法人又は団体にあっては、名称及び代表者の氏名) ______ 電話() 一番

利	便	施	設	の	用	途						
事業	を行	゛おう	うとす	トる禾	リ便 旅	記						
事業	美を	行 お	う。	とす	る期	間	年	月	日から	年	月	日まで
備						考						

注 自動販売機の設置の事業を行おうとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台 数を付記してください。

様式第2号中

|--|

を 「 附属設備 その他

に改める。

(工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部改正)

第7条 工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則(昭和48年兵庫県規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表第3ゴム機械の款カーボンフラッグ分散度試験機の項、加熱炉の款プラズマアーク溶解炉の項並びに 繊維機械の款部分整経機の項、サンプルワーパーの項、泡加工試験機の項及び捺染機の項を削り、同款全自 動検撚機の項中「500円」を「400円」に改め、同款織物構造解析装置の項を削り、同表試験機械の款エック ス線応力測定機の項の次に次のように加える。

微小部エックス線応力測定機	1時間につき	2,100円
---------------	--------	--------

別表第3試験機械の款融点測定機の項を削り、同款皮革材料試験機の項の次に次のように加える。

革用耐屈曲性試験機	1時間につき	250円
-----------	--------	------

別表第3試験機械の款高温接触角測定装置の項の次に次のように加える。

動的接触角測定装置	1時間につき 750円
-----------	-------------

別表第3試験機械の款永久伸び試験機の項、ゼータ電位測定機の項、電気泳動システムの項、マンマシンインターフェース開発システムの項、画像入力装置の項、高速度ビデオカメラの項及び空間座標測定装置の項を削る。

別表第4の1の部皮革材料試験の款屈曲試験の項中「2,300円」を「2,400円」に改める。

別表第5繊維染色加工の款泡加工の項、サンプル整経加工の項及び捺染加工の項を削る。

(兵庫県立先端科学技術支援センター管理規則の一部改正)

第8条 兵庫県立先端科学技術支援センター管理規則 (平成5年兵庫県規則第42号) の一部を次のように改正する。

別表3の部中

 高速エックス線回折装置
 1 時間につき
 4,400円

を「

る。

高速エックス線回折装置	1時間につき	4,400円
簡易型エックス線分析装置付走査型電子顕微鏡	1時間につき	1,000円

に、「ブレークアイスメーカー」を「フレークアイスメーカー」に改める。

(兵庫県立農業大学校管理規則の一部改正)

第9条 兵庫県立農業大学校管理規則(昭和58年兵庫県規則第34号)の一部を次のように改正する。 保音に用いられている「つ」を「つ」に改める。

第25条中「様式第11号」の右に「。以下「利用許可申請書」という。」を加え、同条の次に次の1条を加え

(利用の許可の基準)

- 第25条の2 知事は、利用許可申請書を受理した場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めると きは、条例第5条第2項の許可をしないものとする。
 - (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 大学校の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
 - ③ 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、大学校の管理上支障があるとき。

様式第11号中「第25条」の右に「、第25条の2」を加える。

(兵庫県立フラワーセンター管理規則の一部改正)

第10条 兵庫県立フラワーセンター管理規則(昭和52年兵庫県規則第1号)の一部を次のように改正する。 第4条ただし書を削る。

第6条第1項ただし書を削り、同条第3項中「あつた」を「あった」に改める。

別表利用時間の項中「9時」を「開園時刻」に、「17時」を「閉園時刻」に改める。

様式第1号中「、第6条」を「一第6条」に、「あつては」を「あっては」に改める。

様式第2号中「あつては」を「あっては」に改める。

(兵庫県立林業研修館管理規則の一部改正)

第11条 兵庫県立林業研修館管理規則(昭和50年兵庫県規則第91号)の一部を次のように改正する。 第3条の次に次の1条を加える。

(利用の許可の基準)

- 第3条の2 知事は、利用許可申請書を受理した場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めると きは、条例第4条の許可をしないものとする。
 - (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 研修館の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
 - (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、研修館の管理上支障があるとき。

別記様式中「第3条」の右に「一第4条」を加え、「あつては」を「あっては」に改める。

(兵庫県立都市公園条例施行規則の一部改正)

第12条 兵庫県立都市公園条例施行規則(昭和39年兵庫県規則第105号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、アーチェリー場」及び「、ばら園」を削り、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項ただし書中「、アーチェリー場」及び「、ばら園」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、有料公園施設の利用の承認をしないものとする。
 - (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 公園施設又は都市公園の設備を損傷するおそれがあるとき。
 - (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障があるとき。

別表第3有料公園施設の款ばら園の項を削り、同款海上展望施設の項中「火曜日」を「月曜日」に改める。 別表第4の1の部球技場の款を削り、同表3の部野球場の款からテニスコートの款までを削り、同表8の 部野球場の款中「45,500円」を「22,800円」に、「67,000円」を「33,500円」に、「2,400円」を「1,200円」に、「27,700円」を「13,900円」に改め、同部サッカー場の款中「40,000円」を「20,000円」に、「2,400円」を「1,200円」に改め、同部多目的グラウンドの款中「400円」を「200円」に、「6,700円」を「3,400円」に 改め、同部に次のように加える。

第2多目的 グラウンド	スポーツに利用する 場合	全面積を利用するとき。	1時間につき	800円
		2分の1以下の面 積を利用する とき。	1時間につき	400円

	4分の1以下の面 積を利用すると き。	1時間につき	200円
スポーツ以外に利用 する場合	全面積を利用するとき。	1回につき	13,400円
	2分の1以下の面 積を利用すると き。	1回につき	6,700円
	4分の1以下の面 積を利用すると き。	1回につき	3,400円

別表第4の9の部陸上競技場の照明器具を伴う利用の場合の加算の款中「19,000円」を「21,500円」に、「6,000円」を「7,500円」に、「2,900円」を「4,600円」に改め、同部グラウンドゴルフ場の款中「無料」を「130円」に改める。

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第12条中兵庫県立都市公園条例施行規則別表第4の8の部に第2多目的グラウンドの款を加える改定規定は、使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例(平成23年兵庫県条例第6号)附則第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

^^^^^

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。 平成23年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第11号

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例(平成22年兵庫県条例第6号)附則第1項第3号に規定する規則で定める日(同号に掲げる規定のうち、同条例第11条、第14条及び第39条から第41条までの規定、同条例第42条中兵庫県立円山川公苑の設置及び管理に関する条例(昭和62年兵庫県条例第27号)第8条第3項にただし書を加える改正規定及び同条例別表第1の1の部の改正規定(利便施設に係る部分に限る。)並びに使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例第45条及び第47条の規定に係る部分に限る。)は、平成23年4月1日とする。

^^^^^

兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成23年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第12号

兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例施行規則(平成16年兵庫県規則第44号)の一部を次のように改正する。

第3条の表経済学研究科の款経済学専攻の項の次に次のように加える。

地域公共政策専攻 博士課程

第3条の表応用情報科学研究科の款の次に次のように加える。

シミュレーション学研究科 シミュレーション学専攻 修士課程

第8条第1項中第30号を第32号とし、第29号を第31号とし、同号の前に次の1号を加える。

∞ シミュレーション学研究科の教授で当該組織から選出される1人のもの

第8条第1項中第28号を第29号とし、第21号から第27号までを1号ずつ繰り下げ、同項第20号中「産学連携センター長」を「産学連携機構長」に改め、同号を同項第21号とし、同項中第19号を第20号とし、第9号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) シミュレーション学研究科長

第9条第1項中「応用情報科学研究科」の右に「、シミュレーション学研究科」を加える。

別表2の部経済学研究科の款経済学専攻の項中「20」を「10」に、「40」を「20」に改め、同項の次に次のように加える。

地域公共政策専攻	博士課程	前期	10	20
小計			25	55

別表2の部応用情報科学研究科の款の次に次のように加える。

別表2の部計の款中「451」を「471」に、「978」を「1,018」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間における改正後の兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例施行規則別表の規定の適用については、同表2の部経済学研究科の款経済学専攻の項中「20」とあるのは「30」と、同款小計の項中「55」とあるのは「65」と、同部計の款中「1,018」とあるのは「1,028」とする。

産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成23年3月31日

^^^^^

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第13号

産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則(平成14年兵庫県規則第57号)の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項中「平成23年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

兵庫県立職業能力開発校運営規則及び兵庫県立但馬技術大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

^^^^

平成23年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第14号

兵庫県立職業能力開発校運営規則及び兵庫県立但馬技術大学校管理規則の一部を改正する規則

(兵庫県立職業能力開発校運営規則の一部改正)

第1条 兵庫県立職業能力開発校運営規則(昭和48年兵庫県規則第18号)の一部を次のように改正する。 本則(第1条及び第13条第6項を除く。)中「専門学院」を「能力開発校」に、「学院生」を「能力開発校 生」に、「学院長」を「能力開発校長」に、促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第1条中「兵庫県立姫路高等技術専門学院」を「兵庫県立ものづくり大学校姫路職業能力開発校」に、「兵庫県立豊岡高等技術専門学院」を「兵庫県立但馬技術大学校豊岡職業能力開発校」に、「「専門学院」」を「「能力開発校」」に改める。

第13条第6項中「さかのぼつて」を「遡って」に改める。

別表名称の款中「学院生」を「能力開発校生」に改め、同表兵庫県立姫路高等技術専門学院の款中「兵庫県立姫路高等技術専門学院」を「兵庫県立ものづくり大学校姫路職業能力開発校」に改め、同款短期課程の項機械加工科の目中「機械加工科」を「NC加工専科」に、「6月」を「1年」に、「20人」を「15人」に改め、同項OA事務科の目中「20人(入校の時期が4月である場合にあつては、10人)」を「20人」に改め、同項OA事務科実習・座学連携型の目を削り、同表兵庫県立豊岡高等技術専門学院の款中「兵庫県立豊岡高等技術専門学院」を「兵庫県立但馬技術大学校豊岡職業能力開発校」に改める。

様式第1号中「兵庫県立 高等技術専門学院長様」を「兵庫県立

様」

に、「貴専門学院の学院生」を「兵庫県立

の能力開発校生」に改める。

様式第2号中「兵庫県立 高

高等技術専門学院の学院生」を「兵庫県立

の能力開発校生」に、「兵庫県立

高等技術専門学院長様」を「兵庫県立

様」に改める。

様式第3号中「兵庫県立

高等技術専門学院長様」を「兵庫県立

様」に改める。

様式第4号中「本学院」を「本校」に、「兵庫県立

高等技術専門学院長」を「兵庫県立」に改める。

(兵庫県立但馬技術大学校管理規則の一部改正)

第2条 兵庫県立但馬技術大学校管理規則(昭和58年兵庫県規則第31号)の一部を次のように改正する。

本則(第13条第6項を除く。)中促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第2条第2項中「兵庫県立豊岡高等技術専門学院」を「兵庫県立但馬技術大学校豊岡職業能力開発校」に改める。

第13条第6項中「さかのぼつて」を「遡って」に改める。

第14条ただし書中「訓練校規則」を「能力開発校規則」に改める。

第16条第1項ただし書中「兵庫県立豊岡高等技術専門学院」を「兵庫県立但馬技術大学校豊岡職業能力開発校」に改める。

第17条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第3条第1項第1号に定める業務の実施に係る大学校の管理に関して必要な事項は、能力開発校規則の定めるところによる。

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

^^^^^

兵庫県立ものづくり大学校管理規則をここに公布する。

平成23年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第15号

兵庫県立ものづくり大学校管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、兵庫県立ものづくり大学校の設置及び管理に関する条例(平成23年兵庫県条例第16号。 以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、兵庫県立ものづくり大学校(以下「大学校」という。)の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(駐車場の利用)

第2条 条例第5条第1項の規定により大学校の駐車場を利用しようとする者は、駐車場に設けられた設備を 用いて駐車券の交付を請求しなければならない。

(利用の許可の基準)

第3条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条例第5条第1項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 大学校の施設、設備又は展示品を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、大学校の管理上支障があるとき。

(利用の許可)

- 第4条 知事は、大学校の駐車場の利用の許可を決定したときは、駐車券を当該利用しようとする者に交付するものとする。
- 2 前項の場合において、知事は、大学校の管理上必要があるときは、当該許可に条件を付することができる。 (使用料の額)
- 第5条 条例別表の規定による規則で定める使用料の額は、別表のとおりとする。

(補則)

- 第6条 条例第3条第1項第1号に定める業務の実施に係る大学校の管理に関して必要な事項は、兵庫県立職業能力開発校運営規則(昭和48年兵庫県規則第18号)の定めるところによる。
- 2 この規則に定めるもののほか、大学校の管理に関して必要な事項は、大学校の長が知事の承認を得て別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

区分	使用料
駐車場	1台1回につき1日200円(駐車時間が3時間を超える場合に限る。)

^^^^^

臨港地区の分区内における構築物の規制に関する条例施行規則をここに公布する。

平成23年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第16号

臨港地区の分区内における構築物の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、臨港地区の分区内における構築物の規制に関する条例(平成23年兵庫県条例第18号。以下「条例」という。)の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

- 第2条 条例第2条の許可を受けようとする者は、臨港地区分区内構築物建設等許可申請書(別記様式)に次に掲げる図書を添えて、これを知事に提出しなければならない。
 - (1) 計画説明書及び設計書(工事の施行方法その他の必要な事項を記載したものとする。)
 - (2) 位置図(申請場所の現況を明らかにしたものとする。)
 - (3) 平面図(縮尺は、500分の1から1,000分の1までを標準とする。)
 - (4) 求積図(縮尺は、100分の1から200分の1までを標準とし、面積算出の方法を明らかにするとともに、その計算表を添えたものとする。)
 - ⑤ 構築物の縦断面図及び横断面図 (縮尺は、100分の1から200分の1までを標準とする。)
 - (6) 構築物の構造図(縮尺は、100分の1を標準とし、構築物の構造及び寸法を明らかにしたものとする。)
 - (7) 現況写真(申請前30日以内に撮影したもので、申請場所を明らかにしたものとする。) (許可申請書の経由)
- 第3条 前条の規定により知事に提出する許可申請書は、所轄の県民局長を経由しなければならない。

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

別記様式(第2条関係)

臨港地区分区内構築物建設等許可申請書

							年	i.	月	日
兵區	 事果知事	様								
			申請者	住所	(法人にあ	っては、	主たる事務	所の	所在均	也)
				=						
				氏名	(法人にあ	っては、	名称及び代	表者	の氏名	롤)
										(I)
				1	電話()	_			番
					当者職氏名					-
					-					

港	湾 名	
構築場所の分区名		商港区 工業港区 漁港区 保安港区 マリーナ港区 修景厚生港区
構築場所		
構築物の概要	工事種別	(建築物・工作物) の (新築・増築・改築・移転・用途の変更)
	用 途	
	構 造	造階建て(造階建て)
	建築面積	平方メートル (平方メートル)
	延べ面積	平方メートル (平方メートル)
	敷地面積	平方メートル (平方メートル)
工事子	定期間	年 月 日から 年 月 日まで
工 事 施行者	住 所	
	氏 名	
申請	理由	

(用紙の大きさ 日本工業規格A列4番)

- 注 1 「構築場所の分区名」欄及び「構築物の概要」欄の「工事種別」欄は、該当するものを \bigcirc で囲むこと。
 - 2 「構築物の概要」欄の「構造」欄から「敷地面積」欄までの括弧内には、増築、改築、移転又は用 途の変更前の構築物の概要を記入すること。
 - 3 工事施行者が法人のときは、「工事施行者」欄の「住所」欄には主たる事務所の所在地を、「氏名」 欄には名称及び代表者の氏名を記入すること。
 - 4 「申請理由」欄は、具体的に記入すること。
 - 5 次の図書を添付すること。
 - (1) 計画説明書及び設計書
 - (2) 位置図
 - (3) 平面図
 - (4) 求積図
 - (5) 構築物の縦断面図及び横断面図
 - (6) 構築物の構造図
 - (7) 現況写真